

○臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律〔抄〕（昭和33年法律第76号）

(定義)

第2条 この法律で「臨床検査技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床検査技師の名称を用いて、医師の指導監督の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査及び政令で定める生理学的検査を行なうことを業とする者をいう。

2 この法律で「衛生検査技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、衛生検査技師の名称を用いて、医師の指導監督の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化学的検査を行なうことを業とする者をいう。

(免許)

第3条 臨床検査技師の免許は、臨床検査技師国家試験（以下「試験」という。）に合格した者に対して与える。

2 衛生検査技師の免許は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において医学、歯学、獣医学又は薬学の正規の課程を修めて卒業した者その他前条第二項に規定する検査に必要な知識及び技能を有すると認められる者として政令で定める者に対して与える。

(名称の使用禁止)

第20条 臨床検査技師でない者は、臨床検査技師という名称を使用してはならない。

2 衛生検査技師又は臨床検査技師（第八条第一項の規定により臨床検査技師の名称の使用の停止を命ぜられている者を除く。）でない者は、衛生検査技師という名称を使用してはならない。

(保健師助産師看護師法との関係)

第20条の2 臨床検査技師は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として採血（医師の具体的な指示を受けて行なうものに限る。）及び第2条第1項の政令で定める生理学的検査を行なうことを業とすることができる。

2 前項の規定は、第8条第1項の規定により臨床検査技師の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第8条第1項の規定により臨床検査技師又は衛生検査技師の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、臨床検査技師又は衛生検査技師の名称を使用したもの
- 二 第20条の規定に違反した者
- 三 第20条の4第3項の規定に違反した者
- 四 第20条の5第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

○臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令〔抄〕（昭和33年政令第226号）

(生理学的検査)

第1条 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(以下「法」という。)第2条第1項の政令で定める生理学的検査は、次に掲げる検査とする。

- 一 心電図検査(体表誘導によるものに限る。)
- 二 心音図検査
- 三 脳波検査(頭皮誘導によるものに限る。)
- 四 筋電図検査(針電極による場合の穿せん刺を除く。)
- 五 基礎代謝検査
- 六 呼吸機能検査(マウスピース及びノーズクリップ以外の装着器具によるものを除く。)
- 七 脈波検査
- 八 熱画像検査
- 九 眼振電図検査(冷水若しくは温水、電気又は圧迫による刺激を加えて行うものを除く。)
- 十 重心動揺計検査
- 十一 超音波検査
- 十二 磁気共鳴画像検査
- 十三 眼底写真検査(散瞳薬を投与して行うものを除く。)
- 十四 毛細血管抵抗検査
- 十五 経皮的血液ガス分圧検査
- 十六 聴力検査(機器を用いるものであつて厚生労働省令で定めるものに限る。)

(衛生検査技師の免許資格)

第2条 法第3条第2項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師(学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学において医学、歯学、獣医学又は薬学の正規の課程を修めて卒業した者を除く。)
- 二 学校教育法に基づく大学(同法に基づく短期大学を除く。以下同じ。)において保健衛生学の正規の課程を修めて卒業した者
- 三 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において法第2条第2項に規定する検査に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めて卒業した者(第1号に規定する大学において医学、歯学、獣医学又は薬学の正規の課程を修めて卒業した者及び前号に掲げる者を除く。)
- 四 外国の医学校、歯科医学校、獣医学校若しくは薬学校を卒業し、又は外国で医師免許、歯科医師免許、獣医師免許若しくは薬剤師免許を受けた者

○保健師助産師看護師法〔抄〕(昭和23年法律第203号)

第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第29条から第32条までの規定に違反した者
- 二 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者

2 前項第1号の罪を犯した者が、助産師、看護師、准看護師又はこれに類似した名称を用いたものであるときは、2年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。